90th ANNIVERSARY

第114回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2019年**6**月**27**日（木曜日）
午前**10**時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都港区新橋一丁目6番5号
日本道路株式会社10階会議室

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

NICHIDO 日本道路株式会社

証券コード：1884

第114回定時株主総会を6月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
2018年度の事業の概要並びに株主総会の報告事項及び決議事項につきご説明申し上げますのでご覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

久松博三

目　次

招集ご通知

第114回定時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使等についてのご案内 …… 3

株主総会参考書類

第1号議案　取締役6名選任の件 …… 5
第2号議案　監査役1名選任の件 …… 10

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 …… 11
2. 会社の現況 …… 21

連結計算書類 …… 31

計算書類 …… 35

監査報告 …… 39

ご参考

NICHIDO Topics …… 43

株主各位

証券コード 1884
2019年6月5日

東京都港区新橋一丁目6番5号
日本道路株式会社
代表取締役社長 久松 博三

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら「議決権行使等についてのご案内」（3頁から4頁）に従って、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1 日　　時	**2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**
2 場　　所	東京都港区新橋一丁目6番5号 **日本道路株式会社10階会議室** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　取締役6名選任の件 第2号議案　監査役1名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちにインターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の内容を開示いたします。
- 法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の個別注記表

  当社ウェブサイト　https://www.nipponroad.co.jp/

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2019年 6 月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

場 所 **日本道路株式会社10階会議室**

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送（書面）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2019年 6 月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2019年 6 月26日（水曜日）午後5時30分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で、初回ログインの際に「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

④ インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-768-524　（受付時間 平日9時～21時、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案　取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位	取締役会出席回数	在任年数
1	再任	久松博三（ひさまつひろみ）	代表取締役社長	11回／11回	10年
2	再任	清水知己（しみずともき）	代表取締役専務執行役員	11回／11回	4年
3	再任	石井敏行（いしいとしゆき）	取締役専務執行役員	11回／11回	3年
4	新任	伊藤馨（いとうかおる）	常務執行役員	―（注）	―
5	再任 社外 独立	中里晋一郎（なかざとしんいちろう）	社外取締役	11回／11回	3年
6	新任 社外 独立	松本拓生（まつもとたく）	―	―（注）	―

（注）新任の取締役候補者のため当該事項はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	久松（ひさまつ）　博三（ひろみ） （1952年12月4日生） 再任	1976年４月　当社入社 2009年６月　当社取締役常務執行役員東京支店長 2010年10月　当社取締役専務執行役員 2012年６月　当社代表取締役専務執行役員 2013年４月　当社代表取締役執行役員副社長 2017年４月　当社代表取締役社長（現任）	5,100株

【取締役候補者とした理由】
久松博三氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、2009年に取締役常務執行役員東京支店長に就任、2012年には代表取締役に就任し、以来、企業価値向上を目指してリーダーシップと決断力を持ってその職責を果たしております。
これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	清水（しみず）　知己（ともき） （1954年2月27日生） 再任	1977年４月　当社入社 2002年４月　当社経理部経理グループリーダー 2008年４月　当社執行役員総務部長 2010年４月　当社執行役員エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長 2012年６月　当社常勤監査役 2015年６月　当社取締役執行役員 2016年４月　当社取締役常務執行役員 2017年４月　当社代表取締役専務執行役員（現任） 担当：管理本部長兼経営企画・業務リスク管理担当	2,400株

【取締役候補者とした理由】
清水知己氏は、長年にわたり当社の管理部門全般に従事し、子会社のエヌディーリース・システム株式会社社長や、当社監査役を務めるなど、財務及び会計に精通しております。また、2015年に取締役に、2017年には代表取締役に就任し継続的な企業価値の向上に貢献しております。
これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	石井（いしい）　敏行（としゆき） （1958年2月26日生） 再任	1982年４月　当社入社 2012年４月　当社生産技術本部工事部長 2013年４月　当社執行役員関西支店長 2015年４月　当社執行役員九州支店長 2016年４月　当社執行役員生産技術本部副本部長兼海外事業担当 2016年６月　当社取締役執行役員 2017年４月　当社取締役常務執行役員 2019年４月　当社取締役専務執行役員（現任） 担当：生産技術本部長兼安全環境品質・海外事業担当	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 石井敏行氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2013年から執行役員関西支店長・九州支店長を歴任、2016年には取締役に就任し、以来、当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	伊藤（いとう）　馨（かおる） （1963年2月12日生） 新任	1985年４月　当社入社 2013年４月　当社東北支店工事部長兼工務部長 2014年４月　当社東北支店次長 2015年４月　当社生産技術本部工事部長 2016年４月　当社中部支店長 2017年４月　当社執行役員中部支店長 2019年４月　当社常務執行役員営業本部長（現任）	400株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤　馨氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2016年から中部支店長に就任、その後本社にて営業部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われております。当社が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	中里　晋一郎（なかざと　しんいちろう） （1953年1月18日生） 再任 社外 独立	1978年４月　東陶機器株式会社（現ＴＯＴＯ株式会社）入社 2006年４月　ＴＯＴＯ株式会社コミュニケーション本部長 2007年６月　同社執行役員コミュニケーション本部長 2009年６月　同社取締役執行役員マーケティンググループ担当 2011年４月　同社取締役常務執行役員マーケティンググループ、情報企画部担当兼Ｖプラン経営情報イノベーション担当 2013年６月　同社顧問 2015年１月　長崎ジーエス株式会社顧問（現任） 2015年６月　ＴＯＴＯ株式会社特別社友（現任） 2016年６月　当社社外取締役（現任）	0株

【社外取締役候補者とした理由】

中里晋一郎氏は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績並びに高い見識を有し、さらに、独立性が高く中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	松本　拓生（まつもと　たく） （1972年11月22日生） 新任 社外 独立	1999年４月　第二東京弁護士会登録 2001年５月　TMI総合法律事務所入所 2006年３月　ニューヨーク州弁護士資格取得 2007年１月　TMI総合法律事務所パートナー 2010年４月　東京大学法科大学院客員准教授 2011年３月　株式会社カヤック社外監査役 2012年１月　PGMホールディングス株式会社社外取締役 2014年４月　恵比寿松本法律事務所代表（現任） 2015年３月　ピクスタ株式会社社外監査役 2018年９月　株式会社エブリー社外監査役（現任）	0株

【社外取締役候補者とした理由】

松本拓生氏の弁護士としての見識並びに国内外の企業買収や企業不祥事案件などに携わった幅広い経験は、取締役会での活用が期待でき、さらに独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 中里晋一郎氏の特記事項について

（1）同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

（2）当社は、2016年に東日本高速道路株式会社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、同法違反の有罪判決を受けました。また、2018年3月に東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札に関して、公正取引委員会から独占禁止法違反で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策についての提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。

（3）同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

（4）特定関係事業者の業務執行者等について

該当事項はありません。

3.松本拓生氏の特記事項について

（1）同氏は、社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）特定関係事業者の業務執行者等について

該当事項はありません。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である中里晋一郎氏の再任及び松本拓生氏の選任が承認された場合には、両氏が期待された役割を十分に発揮できるよう中里晋一郎氏は引き続き、松本拓生氏は新たに責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案　監査役1名選任の件

監査役福田勝美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
福田（ふくだ）　勝美（かつよし） （1955年10月5日生） 再任 社外	1980年４月　株式会社第一勧業銀行（現みずほ銀行）入行 1997年２月　オランダ第一勧業銀行副総支配人 2005年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現みずほ銀行） サンパウロ駐在員事務所所長（2010年3月退職） 2010年６月　山下ゴム株式会社執行役員管理本部本部長 2014年６月　同社常勤監査役（2018年6月退任） 2018年６月　当社社外監査役（現任） 2018年９月　フィーチャ株式会社常勤社外監査役（現任）	0株

【社外監査役候補者とした理由】

福田勝美氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験があり、金融機関退職後は事業会社で監査役を経験するなど幅広い見識を有しているとともに、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、これらを活かして、経営全般に対する適切な監督と有効な助言をいただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田勝美氏は、社外監査役候補者であります。
3. 福田勝美氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
4. 特定関係事業者の業務執行者等について
該当事項はありません。
5. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役候補者である福田勝美氏の再任が承認された場合は、同氏が期待された役割を十分に発揮できるよう引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

添付書類

事業報告(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用情勢・所得環境の改善傾向が持続したものの、貿易摩擦の激化や中国経済の減速等により、高水準を維持しながらも、やや弱含みで推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の主要事業である建設業界の経営環境におきましては、政府建設投資が引き続き20兆円を上回る水準を維持し、民間建設投資も合理化・省力化投資等を中心に増加基調で推移しました。

このような状況下、当社グループは受注機会の増大のため積算・提案・情報収集等の総合力強化を図ってまいりました結果、工事受注高は1,270億２千４百万円（前連結会計年度比4.8%増）、工事売上高は1,183億７百万円（同6.3%増）となり、製品等を含めた総売上高につきましては1,462億９千４百万円（同4.0%増）となりました。

利益につきましては、建設事業における施工力の強化と、製造・販売事業における事業規模確保に努めるとともに、徹底したコストダウンと顧客満足度の向上に取り組んでまいりました結果、売上総利益は159億８千３百万円（同2.2%増）、営業利益は77億６千４百万円（同15.2%増）、経常利益は81億６千万円（同12.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億５千万円（同214.0%増）となりました。

	第113期 (2018年３月期)	第114期 (2019年３月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
受注高 (うち工事受注高)	150,672 (121,237)	**155,012** **(127,024)**	4,339増 (5,787増)	2.9%増 (4.8%増)
売上高 (うち工事売上高)	140,690 (111,255)	**146,294** **(118,307)**	5,604増 (7,052増)	4.0%増 (6.3%増)
売上総利益	15,639	**15,983**	344増	2.2%増
営業利益	6,742	**7,764**	1,021増	15.2%増
経常利益	7,284	**8,160**	875増	12.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,449	**4,550**	3,101増	214.0%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

建設事業

売上高
118,307百万円
(前連結会計年度比6.3%増)

受注高は前連結会計年度に比べ、4.8%増の1,270億２千４百万円となりました。売上高につきましては、6.3%増の1,183億７百万円となりました。

建設事業における当社の主な受注工事・主な完成工事は次のとおりであります。

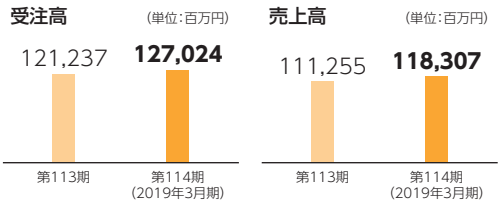

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省中国地方整備局	鳥取自動車道智頭用瀬トンネル北舗装工事	鳥取県
国土交通省九州地方整備局	平成３０年度長崎空港誘導路改良工事	長崎県
国土交通省東北地方整備局	国道４５号　宮古地区舗装工事	岩手県
防衛省中国四国防衛局	美保（３０）駐機場新設舗装等工事（その１）	鳥取県
東日本高速道路株式会社	北陸自動車道　Ｈ３１新潟管内舗装補修工事	新潟県
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路　駿河湾沼津ＳＡ～新富士ＩＣ間６車線化工事	静岡県
首都高速道路株式会社	（修繕）舗装改修工事３０－１－１	東京都
関西エアポート株式会社	大阪国際空港Ｃ３Ｃ４Ｗ８誘導路改修工事	兵庫県～大阪府
清水建設株式会社	上尾イオンモール　外構一式工事	埼玉県
清水建設株式会社	中部国際空港ＬＣＣターミナル　外構一式工事	愛知県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北陸地方整備局	上沼道　下野田・諏訪地区舗装工事	新潟県
国土交通省東北地方整備局	国道４５号外　甲子地区舗装工事	岩手県
国土交通省北海道開発局	新千歳空港　国際線エプロン外工事	北海道
佐世保市	佐世保競輪場走路改修工事	長崎県
防衛省北関東防衛局	横田（２９）管理棟（６２８）新設舗装工事	東京都
中日本高速道路株式会社	名神高速道路　羽島管内舗装補修工事（平成２９年度）	愛知県～岐阜県
西日本高速道路株式会社	高松自動車道　板野舗装工事	徳島県～香川県
首都高速道路株式会社	（修）舗装改修工事１－２０５	東京都
野村不動産株式会社	(仮称)横浜市青葉区あざみ野二丁目（Ｉ）宅地開発計画	神奈川県
清水建設株式会社	六甲バター神戸新工場　外構一式工事	兵庫県

製造・販売事業

売上高
20,719百万円
(前連結会計年度比5.9%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、5.9%減の207億1千9百万円となりました。

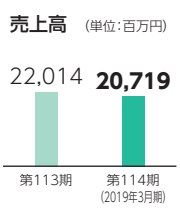

賃貸事業

売上高
5,427百万円
(前連結会計年度比7.0%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、7.0%減の54億2千7百万円となりました。

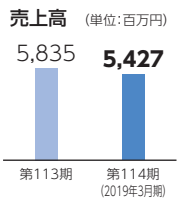

その他

売上高
1,840百万円
(前連結会計年度比16.1%増)

売上高は前連結会計年度に比べ、16.1%増の18億4千万円となりました。

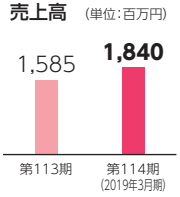

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、43億7千5百万円であります。

ア. 建設事業

経営基盤の整備、施工の合理化を図るため、事務所・機械設備等の拡充更新を中心に18億6千2百万円の設備投資を実施いたしました。

イ. 製造・販売事業

経営基盤の整備、製造コストの削減を図るため、アスファルトプラント設備の拡充更新に18億6千8百万円の設備投資を実施いたしました。

ウ. 賃貸事業

ユーザーの希望物件をリースするための賃貸資産等に5億6千2百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

受注高/売上高 (単位:百万円)

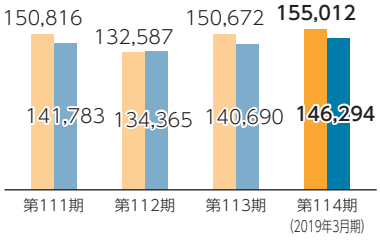

営業利益/経常利益 (単位:百万円)

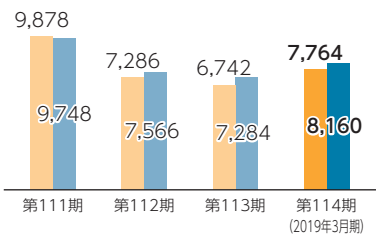

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

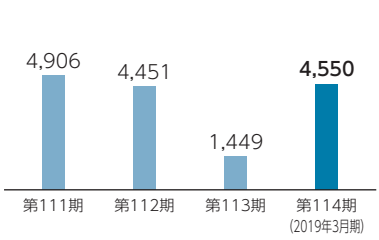

1株当たり当期純利益 (単位:円)

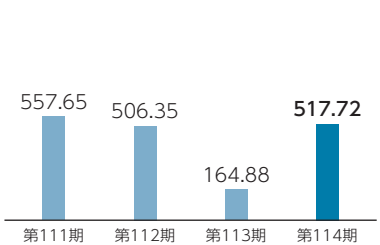

総資産/純資産 (単位:百万円)

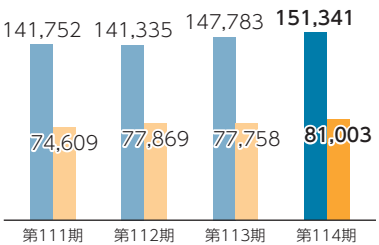

1株当たり純資産 (単位:円)

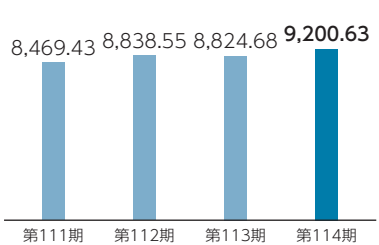

		第111期 (2016年３月期)	第112期 (2017年３月期)	第113期 (2018年３月期)	第114期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
受注高	(百万円)	150,816	132,587	150,672	155,012
売上高	(百万円)	141,783	134,365	140,690	146,294
営業利益	(百万円)	9,878	7,286	6,742	7,764
経常利益	(百万円)	9,748	7,566	7,284	8,160
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,906	4,451	1,449	4,550
１株当たり当期純利益	(円)	557.65	506.35	164.88	517.72
総資産	(百万円)	141,752	141,335	147,783	151,341
純資産	(百万円)	74,609	77,869	77,758	81,003
１株当たり純資産	(円)	8,469.43	8,838.55	8,824.68	9,200.63

(注) 1. １株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. １株当たり純資産は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第111期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以前に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌディーリース・システム株式会社	60百万円	100%	総合リース業、コンピュータソフトウエアの開発及び販売他
エヌディック株式会社	25	100	損害保険代理業
スポーツメディア株式会社	90	100	スポーツ施設等の企画・運営
環境緑化株式会社	70	100	公園・緑地・庭園等の造園工事

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成から令和に元号が変わる節目であり、また創立90年を迎えた本年、グループを取り巻く事業環境を再認識するとともに、重要課題解決のための施策を打ち出した、中期経営計画2019を策定いたしました。

当社グループの主要事業は舗装工事を中心とした建設事業であり、環境変化が激しい中、都市型・地方型等各地域の実状に即したエリア戦略を策定し、市場競争力の強化を図っていくことが重要課題であると認識しております。また、当社グループである地域舗装会社との棲み分けを通じて相乗効果を発揮し、さらには企業の成長戦略としての合併・統合にも前向きに取り組むべきであると考えております。

① 企業倫理・法令順守の徹底について

当社は、2018年６月に、東京都等が発注する舗装工事の入札に関する独占禁止法違反により、国土交通省から、全国における舗装工事業に関する営業のうち公共工事または民間工事に係るものについて30日間の営業停止処分を受けました。

また、2017年２月に、全国において供給するアスファルト合材の販売価格に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、2019年３月に同委員会から独占禁止法に基づく課徴金納付命令（案）に関する意見聴取通知を受けております。

当社といたしましては、このような事態に至りましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、独占禁止法をはじめとする法令順守のなお一層の徹底を図っております。ステークホルダーの皆様に信頼される企業を目指し、今後も継続してコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

② 働き方改革の取り組み

当社は、従来より「従業員を大切にする会社」を経営ビジョンとして掲げ、労働環境・職場環境の改善に取り組んでまいりました。持続可能な発展を目指すために、年間休日取得目標を定め、女性活躍推進、外国人の受入推進、障がい者雇用の推進を含めた人材確保・育成や、生産性・効率性の向上施策と合わせて、グループ一丸となって働き方改革をさらに推進してまいります。

③ 建設事業

重点実施事項としてエリア環境に適合した営業活動を実践し、受注を拡大します。得意先に対しての提案営業を強化し、スピードと攻めの姿勢に徹した民間営業を展開してまいります。人材育成については特に力を入れ職員の教育指導を実施し技術の伝承に取り組んでまいります。

また、人命尊重を最優先に安全第一主義を徹底し、「質の高い仕事」をすることに徹して、企業価値を高める施策を確実に推進してまいります。情報化施工、ＩＣＴの活用度を高め、災害や事故の発生を抑止するとともにコストダウンによる収益率の向上を目指します。業務改善による“働き方改革”を推進し、職員に対する技術面、管理面の教育を高めることにより次世代の担い手づくりを進めてまいります。

④ 製造・販売事業

製造・販売拠点のエリア戦略を展開し、エリア毎のシェア拡大を図ります。製品の品質保証ネットワークを構築し、合材センター・技術センター・支店・本社が一体となって、より良い品質の製品を提供することにより、顧客満足度の向上を図ります。

また、都市部での拠点増設、地方部での効率化につながる統廃合・ＪＶ化による拠点再配置を進めるとともに、省エネルギーや省資源・安全環境対策に繋がる技術開発と設備投資を実施してまいります。

⑤ 海外事業

日系企業の投資意欲が盛んな東南アジア地域を見据え、現地法人を設置しているタイ・マレーシアを中核拠点に、当該国へ進出している日系企業及び現地優良企業からの工事受注拡大を図るとともに、ミャンマーをはじめとしたアジア地域で増大している交通インフラ需要（道路・空港・港湾・鉄道）に対する案件にも取り組んでまいります。

また、将来の収益源となる事業として、改質・排水性・薄層・再生等のアスファルト合材製造・販売事業に取り組んでまいります。さらに、海外事業展開のための人材育成の強化並びに現地雇用職員のレベルアップに努め、現地法人のローカル化を図り、収益体制を強固なものにしてまいります。

⑥ グループ事業

グループ会社の事業領域拡大、収益力強化と成長力底上げを実現するため、営業所・合材センター・地域舗装会社の連携を図るとともに、内部統制体制とＩＴ整備による効率化を進めるなど、グループ支援体制の強化を図ってまいります。

⑦ ＣＳＲ経営

当社グループでは、「ＣＳＲ」とは、経営理念を踏まえ誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献し、企業の存在価値を高めていくプロセスであると考えております。安全衛生・品質・環境の３つのマネジメントシステムの実行とその基盤となる内部統制の強化、コンプライアンスの徹底、情報セキュリティの確保によってＣＳＲ経営を推進しております。そして、「すべてのステークホルダーから『高い信頼を得る企業』」を目指し、社会の視点に立った、柔軟で創造的な企業風土を醸成し、SDGs2030年のゴールに向けてサステナブルな社会作りに貢献する当社グループの新たな成長を実現させてまいります。

株主の皆様には、なにとぞ引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

日本道路グループ　中期経営計画2019（2019～2023年度）の要旨

【事業環境】

東京オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博の開催もあり、維持補修工事は一定量あるものの、今後は、官庁工事の発注量が右肩上がりに伸びていく時代ではなく、民間受注の拡大を図るべき環境と想定しております。

【コンセプト】

当社グループを取り巻く事業環境を認識し、重要課題とその施策を具体的に打ち出した企業価値向上に向けた６つの取り組みを推進いたします。

① 民間受注の拡大
② 営業利益率の向上
③ 働き方改革の推進
④ 安全衛生目標の設定
⑤ 環境目標の設定
⑥ コンプライアンスの徹底

【成長投資】

手元資金をベースに、安定的な経営基盤構築のため、成長分野に対し優先順位をつけスピード感を持って設備投資を実行してまいります。

2019～2023年（５ヵ年累計）　　400億円

【目指す事業規模】

働き方改革にも対応し、アグレッシブな数値計画ではなく、「成長よりも安定的な経営基盤の構築」を重視した計画としております。

【経営数値目標】	2023年度目標（連結）
建設事業受注高	1,370億円
建設事業売上高	1,330億円
製造・販売事業売上高	235億円
その他売上高	75億円
総売上高	1,640億円
営業利益	100億円
当期純利益	65億円
ＲＯＥ	6.7%
配当性向	30.0%

(5) 主要な事業内容(2019年３月31日現在)

建設事業	製造・販売事業	賃貸事業	その他
舗装・土木・建築工事、その他建設工事全般に関する事業	アスファルト合材・乳剤、その他舗装用材料の製造・販売に関する事業	自動車・事務用機器等のリース業務等	宅地等の開発・販売、不動産業、ソフトウエアの開発・販売及び事務用機器の販売、損害保険代理業、スポーツ施設等の企画・運営他

(6) 主要な営業所及び工場(2019年３月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本　　社　　東京都港区新橋一丁目６番５号

営業所	
名称	所在地
東　京　支　店	東京都文京区
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
中　部　支　店	愛知県名古屋市
関　西　支　店	大阪府大阪市
四　国　支　店	香川県高松市
中　国　支　店	広島県広島市
九　州　支　店	福岡県福岡市
北 信 越 支 店	新潟県新潟市
東　北　支　店	宮城県仙台市
北 海 道 支 店	北海道札幌市
その他国内106ヵ所、国外１ヵ所に営業所・出張所等設置	

工場	
名称	所在地
川崎アスコン	神奈川県川崎市
埼玉アスファルト合材センター	埼玉県所沢市
名古屋アスファルト合材センター	愛知県名古屋市
大阪アスコン	大阪府高槻市
香川アスコン	香川県坂出市
岡山アスファルト合材センター	岡山県岡山市
福岡アスファルト合材センター	福岡県宗像市
新潟アスファルト合材センター	新潟県新潟市
仙台南アスコン	宮城県岩沼市
サッポロアスコン	北海道北広島市
その他国内78ヵ所にアスファルト合材センター・混合所・乳剤工場・リサイクル工場設置	

② 主要な子会社

名称	所在地
エヌディーリース・システム株式会社	東京都文京区
エヌディック株式会社	東京都港区
スポーツメディア株式会社	東京都港区
環境緑化株式会社	東京都大田区
その他国内36社、国外３社	

(7) 使用人の状況(2019年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,911(1,064)名	減137(増84)名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,294(941)名	増5(増68)名	43.4歳	19.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2019年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,000
株式会社三井住友銀行	500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況(2019年３月31日現在)

① **発行可能株式総数** **38,000,000株**

② **発行済株式の総数** **9,761,618株**

③ **株主数** **5,285名**

④ **大株主(上位10名)**

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	21,834百株	24.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,358	6.1
シージーエムエル ピービー クライアント アカウント/コラテラル	4,114	4.7
日本道路取引先持株会	3,901	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,397	2.7
デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュー ポートフォリオ	2,182	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,044	2.3
日本道路従業員持株会	1,816	2.1
明治安田生命保険相互会社	1,705	1.9
ガバメント オブ ノルウェー	1,598	1.8

（注）1. 当社は、自己株式を971,354株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 松 博 三	
代表取締役	清 水 知 己	管理本部長兼経営企画・業務リスク管理担当
取締役	井 口 久 美	営業本部長兼安全環境品質担当
取締役	石 井 敏 行	生産技術本部長兼海外事業担当
取締役（社外）	竹 内　　朗	プロアクト法律事務所 代表（弁護士） 株式会社Ｎｏ.１ 社外監査役
取締役（社外）	中里晋一郎	長崎ジーエス株式会社 顧問 ＴＯＴＯ株式会社 特別社友
常勤監査役	下 田 義 昭	
常勤監査役（社外）	鈴 木 恭 一	
監査役（社外）	福 田 勝 美	フィーチャ株式会社 常勤社外監査役
監査役（社外）	宮 本 克 己	宮本克己税理士事務所 所長 中ノ郷信用組合 監事 協同油脂株式会社 社外監査役

（注）1. 取締役竹内　朗氏と中里晋一郎氏及び監査役宮本克己氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 2018年６月28日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、監査役栗原俊明氏は、辞任により退任いたしました。
(2) 2018年６月28日開催の第113回定時株主総会において、福田勝美氏及び宮本克己氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役の４氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
(1) 常勤監査役下田義昭氏は、当社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(2) 常勤監査役鈴木恭一氏は、清水建設株式会社でコーポレート企画室副室長等の要職に就くなど、豊富な業務経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から適切な監査を遂行するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(3) 監査役福田勝美氏は、金融機関での豊富な経験と事業会社での管理本部本部長や監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(4) 監査役宮本克己氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	6名	166百万円
監査役	5	44
合　計	11	210

区分	支給人員	報酬等の総額
上記のうち社外役員の報酬等の総額等	6名	36百万円

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含むものとする。）、うち社外取締役は年額20百万円以内と決議いただいております。
なお、使用人分給与は支払っておりません。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第104回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2019年6月27日支給予定の当事業年度に係る取締役賞与（４名）26百万円、監査役賞与（２名）３百万円を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

１．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役　竹内　朗	プロアクト法律事務所 代表（弁護士） 株式会社Ｎｏ.1 社外監査役	特別な取引関係はありません。
取締役　中里晋一郎	長崎ジーエス株式会社 顧問 ＴＯＴＯ株式会社 特別社友	特別な取引関係はありません。
監査役　鈴木恭一	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役　福田勝美	フィーチャ株式会社 常勤社外監査役	特別な取引関係はありません。
監査役　宮本克己	宮本克己税理士事務所 所長 中ノ郷信用組合 監事 協同油脂株式会社 社外監査役	特別な取引関係はありません。

2．社外役員の当事業年度における主な状況

氏名	主な活動状況
取締役　竹内　朗	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、法律の専門家としての幅広い見識と社外取締役としての独立性を持った立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行っております。 また、「対処すべき課題」（P.15参照）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から業務リスク管理の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策についての提言をする等、社外取締役として必要な対応を行っております。
取締役　中里晋一郎	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識並びに社外取締役としての独立性を持った立場から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行っております。 また、「対処すべき課題」（P.15参照）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策についての提言をする等、社外取締役として必要な対応を行っております。
監査役　鈴木恭一	当期開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、常勤の監査役として、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。 また、「対処すべき課題」（P.15参照）に記載の独占禁止法違反の件については、事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、当該事実の判明後は、社内会議に出席する等、独立性を持った立場から社外監査役として必要な対応を行っております。
監査役　福田勝美	2018年６月28日に監査役就任以来、開催された取締役会９回中９回及び監査役会９回中９回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。
監査役　宮本克己	2018年６月28日に監査役就任以来、開催された取締役会９回中９回及び監査役会９回中９回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき各社外取締役及び各社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 会計監査人に対する報酬等

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、発注諸官庁に対する証明書発行業務であります。

④ 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり、会社の業務の適正を確保するために内部統制システムの基本方針を定めております。

内部統制システムの基本方針

① 業務運営の基本方針

1) 当社は次のとおり経営理念を定め、目指すべき経営の拠り所とする。
(経営理念)

> ＣＳＲ経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する。

2) 当社は、上記経営理念を踏まえ、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献するため、「ＣＳＲ委員会」を設置し、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の持続的な企業価値の向上を目指す。
また、経営理念を具体的に織り込んだ「経営基本方針」を年度毎に策定するとともに、経営基本方針に基づいた「安全衛生・品質・環境方針」を定め、それぞれの「行動指針」を明示し、日常の業務運営の指針とする。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため、当社及び主要な連結子会社の取締役、執行役員等で構成する「業務リスク管理委員会」を設け、所管部署として業務リスク管理部を置き、「コンプライアンス基本理念・指針」に則り建設業法をはじめとする業務上順守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、企業倫理の徹底に取り組む。

安全・環境については、それぞれを所管する部署が、定期的教育（集合・イントラネット）を実施するとともに、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」をそれぞれ設置し、関係法令の順守はもとより、公衆災害等の防止、環境保全活動の推進に努める。

また、独占禁止法違反行為を排除するため、独禁法順守マニュアルを適宜見直し、啓蒙資料の一層の整備充実を図るとともに、公共工事の入札経緯モニタリングシステムなど検証の仕組みを整備・運用し、就業規則中に設けられた懲戒規定を厳格に運用することで、法令・定款違反の牽制・防止・早期発見を行う。

さらに、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で組織的に対応する。反社会的勢力との関係を遮断・排除するために、「コンプライアンス指針」に「反社会的勢力とは一切の関係を持たない」ことを明記するとともに、不当要求等の発生時の対応を統括する部署を総務部に設け、警察等関連機関とも連携し対応する。

上記の体制の支店及び現業部門の要として支店幹部により構成される「支店業務リスク管理委員会」を設け、現業部門のコンプライアンス教育及びリスク管理の実践の場として、各事業所職員全員で組織する「業務リスク連絡会」を設ける。なお、当社では、社内に「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設け、当社グループの役職員が当社グループ内においてコンプライアンス基本理念・指針に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った時は、直接相談することができる体制を敷くとともに、「日本道路企業

倫理の窓口」を取引先からの通報を受け付ける窓口とする。また、これらの通報者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

③ リスク管理のための体制

当社は、内部統制システムの構築及びリスク管理体制全体を統括する組織として、「業務リスク管理委員会」に「内部統制部会」を設け、これを所管する担当取締役を置き、当社グループのリスクを評価し管理にあたる。

コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「業務リスク管理委員会」「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」「中央ＩＳＯ委員会」を設け、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。また、安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステムを実行し、継続的改善を図る。

現業事業所に業務リスク管理担当者を、また各支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとし、通常業務を遂行するためのラインとは別途のリスク情報の吸い上げ及びリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのラインとして活用するとともに、現業事業所自らが業務上のリスクを点検するための体制として整備する。

また、内部統制システムが有効に機能している状況を、「内部監査規程」に定められたところにより監査室の定期的な監査を実施することにより継続的に監視する。

なお、当社は、弁護士・会計監査人等の第三者に、業務遂行上の必要に応じ適宜相談し、助言・指導を受けている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督する。

さらに、経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるために、代表取締役、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行う。

独立社外役員会議及び役員人事委員会を設置し、これらの協議と勧告による取締役会審議の実質化を図る。

また、業務の意思決定・経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化とチェック機能を強化するため、執行役員制度を執るとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を１年とする。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款並びに社則「文書管理規則」に基づき、文書等を適切に保存・管理する。これらの書類については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制を整えている。

情報の管理については、「業務リスク管理委員会」に設けた「内部統制部会」を審議機関とし、経営企画部を所管部署と定め、「情報セキュリティ基本方針」に則り当社グループ全体が保有する情報資産の保護・安全管理に努めるとともに、情報セキュリティ教育の実施並びに継続的改善を図る。

また、社則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」、「社内情報システム管理規則」に基づいて情報セキュリティ管理の徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線の保護対策を組織的に実施する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営理念・経営基本方針及びコンプライアンス基本理念・指針を、グループ各社が共有するものとし、グループ各社が自主性を発揮し、事業目的の遂行と関連企業としてグループ全体の企業価値を高める経営を行うべく、次のことを実施する。

1）当社グループの取締役において、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識を強化するとともに、財務報告の適正性を確保するため、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
2）連結子会社の指導・育成等管理すべき事項を、社則「関係会社管理規則」に定めるとともに、経営企画部を連結子会社を所管する部署と定める。
3）連結子会社に、社則「関係会社管理規則」に基づき一定の事項について当社への報告または承認を得ることを義務付ける。
4）主要な連結子会社との間で定期的な子会社経営報告会を開催し、内部統制システムの整備の状況、事業の状況等報告を受け、グループ戦略について協議する。
5）連結子会社の役職員に、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事実、またはその可能性のあることを知ったときには、直ちに当社に報告するべきことを周知徹底する。
6）「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」をグループ各社の役職員が利用できるものとし、当社グループ全体としてコンプライアンス体制を強化・推進する。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査役の監査を支える体制を次のように構築している。

1）監査役を補助する専属使用人は設けないが、監査役の依頼に基づき、監査室の職員が監査業務を補助する。
2）監査役の依頼に基づき監査業務を補助する職員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、当該職員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。
3）取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項、また、監査室が行う内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会の協議により決定する。
4）「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」を主管する業務リスク管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
5）連結子会社の役職員は、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項またはその可能性のあることを知ったときは、監査役に報告するものとする。また、監査役から報告の要請を受けたときは速やかに報告しなくてはならないものとする。
6）当社グループの役職員が直接に監査役に通報できる窓口を設置する。
7）監査役に報告した役職員が、本項の報告または通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。
8）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に従った当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 業務運営の基本方針

当社は、2018年３月５日開催の取締役会において、経営理念を具体的に織り込んだ2018年度の経営方針を決議し、その趣旨・内容等を、経営者による巡回会議・諸通知により、当社グループ全体への周知徹底を図りました。

② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本理念・指針」を制定し、当社グループ内に周知するとともに、業務リスク管理委員会並びに業務リスク管理部において、コンプライアンス講演会、集合・e-ラーニング教育、コンプライアンスを深化させる「業務リスクニュース」の月次発行、コンプライアンス意識調査などの実施を通じて、グループ内のコンプライアンス意識の更なる醸成を図っております。

また、独占禁止法違反行為を排除するための取り組みとしては、公共入札に係る社内協議の状況の記録及び公共工事の入札経緯モニタリングシステムによる検証を徹底するとともに、独占禁止法順守の手引などの教育ツールを整備し、独占禁止法違反行為が懲戒処分の対象であることを規定し、その他文書上明確にしております。

上記の状況については定期的な監査を実施しております。

反社会的勢力との関係遮断・排除のためには、関係取引先との契約に反社会的勢力の排除条項の設置を義務付け、取引開始時のチェックを励行しております。

支店に「支店業務リスク管理委員会」を設置し、現業部門のコンプライアンス教育及び業務リスク管理を推進し、各事業所に設置された「業務リスク連絡会」において全職員のコンプライアンス教育訓練及びリスク管理を実践しております。

内部通報窓口である「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」は従業員に周知され、運用状況は、業務リスク管理委員会及び監査役に報告されております。

③ リスク管理のための体制

当社は、グループ内を網羅する業務リスク管理のためのラインを活用し、現業部門による自主点検、業務リスク管理部による点検、定期的リスク評価を実施し、リスクの未然防止・再発防止のための体制を維持しております。

当期においては、業務リスク管理委員会を四半期毎に、内部統制部会と業務リスク管理責任者による会議を毎月開催し、上記の点検状況の報告及び評価等を行っております。

業務リスク管理担当者と業務リスク管理担当者補佐には集合教育を実施し、業務リスク管理ライン担当職員のコンプライアンス意識を強化しております。

また、監査室を中心とした内部監査を通年実施し、継続的な監視を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程において、取締役会で決定あるいは承認すべき事項を明確にしており、取締役会（当期中11回開催）、経営会議（当期中14回開催）において各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。また、独立社外役員会議（当期中４回開催）及び役員人事委員会（当期中４回開催）を開催し、取締役会審議の一層の充実を図っております。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議申請書、会計書類、その他業務執行に関係する書類等は、関連法規や文書管理規則に基づき適切に管理・保存しております。

また、情報セキュリティに関する技術、ハード面の対策に加えて、定期的なe-ラーニング研修を実施し、グループ内役職員の注意喚起と意識向上を図っております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規則」に基づき、当社グループ会社の管轄部署を明確に定めて管理を行っており、グループ会社の業務執行で一定以上の重要事項については、当社への報告または承認を着実に運用しております。

また、主要グループ会社社長と当社経営陣による年６回の経営報告会を実施し、グループ各社の経営状況、経営課題把握等の討議を通じ、グループ各社のガバナンス体制構築に努めております。

⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査室が行う内部監査の結果を、定期的に監査役に報告し、内部監査部門と監査役が常時情報交換を行い連携を図っており、監査役による、社外取締役との意見交換、一定の項目に対する業務リスク管理部からの定期的報告の聴取、必要に応じたグループ会社の役職員との面談などの機会の確保や、弁護士、公認会計士等の外部専門家との相談及び意見交換が適宜なされるよう努めております。

また、当社は、当社グループの役職員が直接監査役に通報できる経営陣から独立した内部通報窓口として「監査役直通窓口」を設置しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務体質の強化並びに安定的な経営基盤の確保、従業員の生活水準の安定・向上を図るとともに、株主の皆様に対しては、安定配当の維持と適正な利益還元を利益配分の基本方針としております。

また、企業体質の強化、将来に向けた研究開発、設備投資を行うための内部留保の充実も図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、2019年５月14日開催の取締役会において、１株当たり200円（普通配当190円・創立90周年記念配当10円）と決議いたしております。

今後とも、安定的・継続的な経営成績をベースに連結配当性向30％を目途として配当を実施してまいります。

なお、当社は会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第114期 2019年3月31日現在	（ご参考）第113期 2018年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**111,604**	**108,359**
現金預金	26,061	26,631
受取手形・完成工事未収入金等	58,839	52,408
電子記録債権	3,026	4,369
リース債権及びリース投資資産	7,473	7,410
有価証券	10,999	11,999
商品	1,584	1,648
未成工事支出金	496	449
原材料	791	684
その他	2,384	2,822
貸倒引当金	△55	△64
固定資産	**39,737**	**39,423**
有形固定資産	**31,253**	**30,791**
建物・構築物	6,579	6,207
機械・運搬具・工具器具・備品	6,274	6,185
賃貸資産	1,504	1,504
土地	16,737	16,695
建設仮勘定	157	198
無形固定資産	**475**	**494**
投資その他の資産	**8,008**	**8,137**
投資有価証券	7,260	7,315
その他	1,154	1,231
貸倒引当金	△406	△410
資産合計	**151,341**	**147,783**

科目	第114期 2019年3月31日現在	（ご参考）第113期 2018年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**60,178**	**58,768**
支払手形・工事未払金等	32,286	33,919
電子記録債務	12,101	10,609
短期借入金	1,000	－
未払金	1,463	1,865
未払費用	2,221	1,941
未払法人税等	2,300	1,872
未成工事受入金	1,471	1,555
完成工事補償引当金	49	51
工事損失引当金	48	39
役員賞与引当金	52	19
独占禁止法関連損失引当金	5,162	4,782
その他	2,018	2,113
固定負債	**10,160**	**11,256**
長期借入金	8,700	9,700
退職給付に係る負債	846	1,021
その他	613	535
負債合計	**70,338**	**70,024**
純資産の部		
株主資本	**78,763**	**75,532**
資本金	**12,290**	**12,290**
資本剰余金	**14,540**	**14,540**
利益剰余金	**53,606**	**50,373**
自己株式	**△1,673**	**△1,671**
その他の包括利益累計額	**2,112**	**2,040**
その他有価証券評価差額金	**2,753**	**2,804**
為替換算調整勘定	**△536**	**△442**
退職給付に係る調整累計額	**△104**	**△321**
非支配株主持分	**127**	**184**
純資産合計	**81,003**	**77,758**
負債及び純資産合計	**151,341**	**147,783**

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の記載となっております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第114期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	(ご参考)第113期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上高	146,294	140,690
売上原価	130,311	125,050
売上総利益	15,983	15,639
販売費及び一般管理費	8,219	8,897
営業利益	**7,764**	**6,742**
営業外収益	434	605
受取利息及び配当金	228	258
その他	205	346
営業外費用	38	62
支払利息	16	18
その他	22	44
経常利益	**8,160**	**7,284**
特別利益	61	1,261
固定資産売却益	52	188
子会社株式売却益	5	–
移転補償金	3	148
その他	–	925
特別損失	1,049	4,434
固定資産除却損	102	216
減損損失	69	173
独占禁止法関連損失引当金繰入額	870	4,009
その他	6	35
税金等調整前当期純利益	**7,173**	**4,112**
法人税、住民税及び事業税	2,624	2,251
法人税等調整額	△6	390
当期純利益	**4,555**	**1,470**
非支配株主に帰属する当期純利益	4	20
親会社株主に帰属する当期純利益	**4,550**	**1,449**

連結株主資本等変動計算書

第114期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,540	50,373	△1,671	75,532
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,318		△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益			4,550		4,550
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,232	△1	3,230
当期末残高	12,290	14,540	53,606	△1,673	78,763

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,804	△442	△321	2,040	184	77,758
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益						4,550
自己株式の取得						△1
連結範囲の変動						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△50	△94	216	71	△57	14
連結会計年度中の変動額合計	△50	△94	216	71	△57	3,245
当期末残高	2,753	△536	△104	2,112	127	81,003

(ご参考)第113期(2017年４月１日から2018年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,540	50,243	△1,665	75,408
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,318		△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益			1,449		1,449
自己株式の取得				△6	△6
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	130	△6	124
当期末残高	12,290	14,540	50,373	△1,671	75,532

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,273	△446	△530	2,295	165	77,869
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益						1,449
自己株式の取得						△6
連結範囲の変動						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△468	3	209	△254	19	△235
連結会計年度中の変動額合計	△468	3	209	△254	19	△111
当期末残高	2,804	△442	△321	2,040	184	77,758

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第114期 2019年3月31日現在	（ご参考）第113期 2018年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**89,789**	**86,990**
現金預金	16,965	18,255
受取手形	5,554	5,748
完成工事未収入金	41,614	33,005
売掛金	6,531	7,377
電子記録債権	3,024	4,369
有価証券	10,999	11,999
商品	329	375
未成工事支出金	367	371
原材料	774	667
短期貸付金	314	424
その他	3,323	4,409
貸倒引当金	△12	△12
固定資産	**46,033**	**45,787**
有形固定資産	**27,835**	**27,411**
建物・構築物	6,491	6,109
機械・運搬具	3,484	3,493
工具器具・備品	308	276
土地	16,642	16,600
リース資産	762	733
建設仮勘定	146	197
無形固定資産	**353**	**352**
投資その他の資産	**17,845**	**18,023**
投資有価証券	1,860	1,973
関係会社株式	6,060	5,968
長期貸付金	9,984	10,103
その他	533	559
貸倒引当金	△593	△581
資産合計	**135,822**	**132,778**

科目	第114期 2019年3月31日現在	（ご参考）第113期 2018年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**55,411**	**53,321**
支払手形	7,331	8,311
工事未払金	16,665	15,824
買掛金	3,982	4,369
電子記録債務	11,336	9,654
短期借入金	1,000	–
未払金	1,172	1,403
未払費用	2,062	1,776
未払法人税等	1,905	1,466
未成工事受入金	1,391	1,476
完成工事補償引当金	49	51
工事損失引当金	48	39
役員賞与引当金	30	–
独占禁止法関連損失引当金	5,162	4,782
その他	3,273	4,166
固定負債	**9,577**	**10,430**
長期借入金	7,700	8,700
退職給付引当金	646	516
その他	1,230	1,214
負債合計	**64,988**	**63,752**
純資産の部		
株主資本	**68,084**	**66,226**
資本金	**12,290**	**12,290**
資本剰余金	**14,536**	**14,536**
資本準備金	14,520	14,520
その他資本剰余金	15	15
利益剰余金	**42,931**	**41,071**
利益準備金	3,072	3,072
その他利益剰余金	39,858	37,998
固定資産圧縮記帳準備金	729	730
別途積立金	21,365	21,365
繰越利益剰余金	17,764	15,902
自己株式	**△1,673**	**△1,671**
評価・換算差額等	**2,749**	**2,799**
その他有価証券評価差額金	**2,749**	**2,799**
純資産合計	**70,833**	**69,025**
負債及び純資産合計	**135,822**	**132,778**

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の記載となっております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第114期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	(ご参考)第113期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上高	123,779	113,210
完成工事高	101,609	89,723
製品等売上高	22,170	23,486
売上原価	111,587	101,648
完成工事原価	93,256	83,035
製品等売上原価	18,331	18,613
売上総利益	12,192	11,561
完成工事総利益	8,353	6,688
製品等売上総利益	3,839	4,872
販売費及び一般管理費	6,649	7,257
営業利益	**5,542**	**4,303**
営業外収益	463	835
受取利息及び配当金	327	360
その他	135	474
営業外費用	126	132
支払利息	107	112
その他	19	19
経常利益	**5,878**	**5,007**
特別利益	171	1,254
固定資産売却益	50	184
子会社株式売却益	118	–
移転補償金	3	144
その他	–	925
特別損失	1,046	4,431
固定資産除却損	99	213
減損損失	69	173
独占禁止法関連損失引当金繰入額	870	4,009
その他	6	34
税引前当期純利益	**5,003**	**1,830**
法人税、住民税及び事業税	1,825	1,405
法人税等調整額	0	371
当期純利益	**3,178**	**53**

株主資本等変動計算書

第114期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮記帳準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	730	21,365	15,902	41,071	△1,671	66,226
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮記帳準備金の取崩						△1		1	–		–
剰余金の配当								△1,318	△1,318		△1,318
当期純利益								3,178	3,178		3,178
自己株式の取得										△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	–	△1	–	1,861	1,859	△1	1,858
当期末残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	729	21,365	17,764	42,931	△1,673	68,084

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,799	2,799	69,025
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳準備金の取崩			–
剰余金の配当			△1,318
当期純利益			3,178
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△50	△50	△50
事業年度中の変動額合計	△50	△50	1,808
当期末残高	2,749	2,749	70,833

(ご参考)第113期(2017年４月１日から2018年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮記帳準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	732	21,365	17,166	42,336	△1,665	67,497
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮記帳準備金の取崩						△1		1	－		－
剰余金の配当								△1,318	△1,318		△1,318
当期純利益								53	53		53
自己株式の取得										△6	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△1	－	△1,263	△1,265	△6	△1,271
当期末残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	730	21,365	15,902	41,071	△1,671	66,226

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,269	3,269	70,766
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳準備金の取崩			－
剰余金の配当			△1,318
当期純利益			53
自己株式の取得			△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△469	△469	△469
事業年度中の変動額合計	△469	△469	△1,741
当期末残高	2,799	2,799	69,025

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本道路株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中川政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤部直彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本道路株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本道路株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中川政人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　澤部直彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本道路株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、2018年６月に、東京都等が発注する舗装工事の入札に関する独占禁止法違反により、国土交通省から、全国における舗装工事業に関する営業のうち公共工事または民間工事に係るものについて30日間の営業停止処分を受けました。

また、2017年２月に、全国において供給するアスファルト合材の販売価格に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、本年３月に同委員会から独占禁止法に基づく課徴金納付命令（案）に関する意見聴取通知を受けております。

監査役会といたしましては、独占禁止法をはじめとする法令順守のなお一層の徹底等について、会社の対応状況の報告を受けておりますが、今後も継続してコンプライアンスの徹底が図られるよう監視をし、その推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

日本道路株式会社　監査役会

常勤監査役　下田義昭㊞

常勤社外監査役　鈴木恭一㊞

社外監査役　福田勝美㊞

社外監査役　宮本克己㊞

以　上

NICHIDO Topics

2018年度
工事写真

2018年度の工事写真をご紹介します。

（立教新座中学校・高等学校サッカー場（人工芝化）／埼玉県）

（東員IC／三重県）

（教育の森公園／東京都）

（防府競輪場／山口県）

（釜石JCT／岩手県）

持続可能な開発目標（SDGs）とは

2015年に国連加盟国で採択されたSDGs（**S**ustainable **D**evelopment **G**oal**s**＝持続可能な開発目標）では、2030年までに国際社会が目指すべき17の目標（ゴール）とその目標を達成するための169のターゲットが示され、各国政府や企業、組織に対してそれぞれが取り組むことを求めています。

日本道路グループは、SDGsの理念に共感し、事業活動や社会貢献活動を通じて、SDGsの達成に向けて取り組んでいます。

1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8 働きがいも 経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう

日本道路のSDGsへの取り組み

世界遺産保全活動「道普請」を和歌山県田辺市の熊野古道で実施

和歌山県にある熊野古道は2004年に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されましたが、熊野古道のある紀伊山地は、年間を通して雨量が多く、また、たびたび台風や豪雨などの災害にも見舞われる地域でもあります。大雨によって参詣道の土が流されてしまうため、継続的な補修が必要となります。

道づくりのプロとして90年にわたり、これまでさまざまな舗装工事に携わってきた当社ですが、世界遺産の修復・保全は初めての体験となりました。中辺路ルートにある伏拝王子付近において、土が流されてしまった箇所を修復するため、久松社長をはじめ、東京の本社と関西支店から男女合わせて26名が参加し、2tの土を土嚢袋に詰め、それを500mほど離れた修復箇所に運び、敷き均して締め固めるという作業をすべて人力で行いました。

世界遺産「熊野古道」を修復し、その価値を守り、そして次の世代へ伝えていくことは今の時代を生きる私たちの責任であり、今後も持続可能な社会づくりを目指して、社会に貢献してまいります。

日本道路のSDGsへの取り組み

本社10階リノベーション

創立90周年事業の一環として、本社10階で打合せ・休憩場所として使用していた、通称“オープンスペース”を新たなリラックス＆コミュニケーション空間としてリノベーションしました。
職員の健康増進をコンセプトに温もりのある木製家具、緑の植栽、癒しの香りを拡げるアロマディフューザーを導入しました。

2019年3月　中国支店新社屋完成

新社屋は、鉄骨造３階建で、当社中国支店及び関連会社の事務所を統合しました。
執務スペースをワンフロアに集約し、営業力強化を目指しました。
エントランスホールには、当社の壁面緑化システムを設置、駐車場には夏場の温度低減効果のあるレインボーエコロブロックBizを採用し、環境にも配慮した設計となっています。

泉北りんかい合材センター着工

2019年３月28日（木）大阪府泉大津市で「泉北りんかい合材センター新プラント建設工事」に着手し、地鎮祭を執り行いました。
従来の大阪府北部エリアにおける大阪アスコン（高槻市）に加え、新たに南部エリアの拠点となります。
完成は2020年３月末を予定、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて地域社会の発展に貢献してまいります。

大型工事受注　新東名６車線化

NEXCO中日本東京支社が進める新東名高速道路６車線化工事の内、駿河湾沼津SA～新富士IC間（約15km）、藤枝岡部IC～島田金谷IC間（約15km）を受注しました。
わが国の大動脈である重要インフラ形成に際し、職員・協力会社一丸となり、無事故・無災害での2021年完成を目指します。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社10階会議室　電話番号　03(3571)4891

交通

■JR新橋駅		銀座口より	徒歩５分
■東京メトロ銀座線	新橋駅(G08)	出口１より	徒歩３分
■都営地下鉄浅草線	新橋駅(A10)	出口A3より	徒歩４分
■ゆりかもめ	新橋駅(U01)		徒歩４分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。